

令和3年度

経営健全化審査意見書

久喜市監査委員



久監査第254号
令和4年8月5日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之
久喜市監査委員 上條哲弘

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる書類を審査したので、その意見を提出する。

令和3年度 経営健全化審査意見

第1 審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和3年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和4年7月20日から令和4年8月5日まで

6 審査の結果

別紙1から別紙3までのとおり

別紙 1

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

（2）個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 3 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 3 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。